オリーブの樹

第64号
2006年10月31日

شجرة الزيتون

早期釈放！重刑策動をはね返し、重信さんを支えていこう！

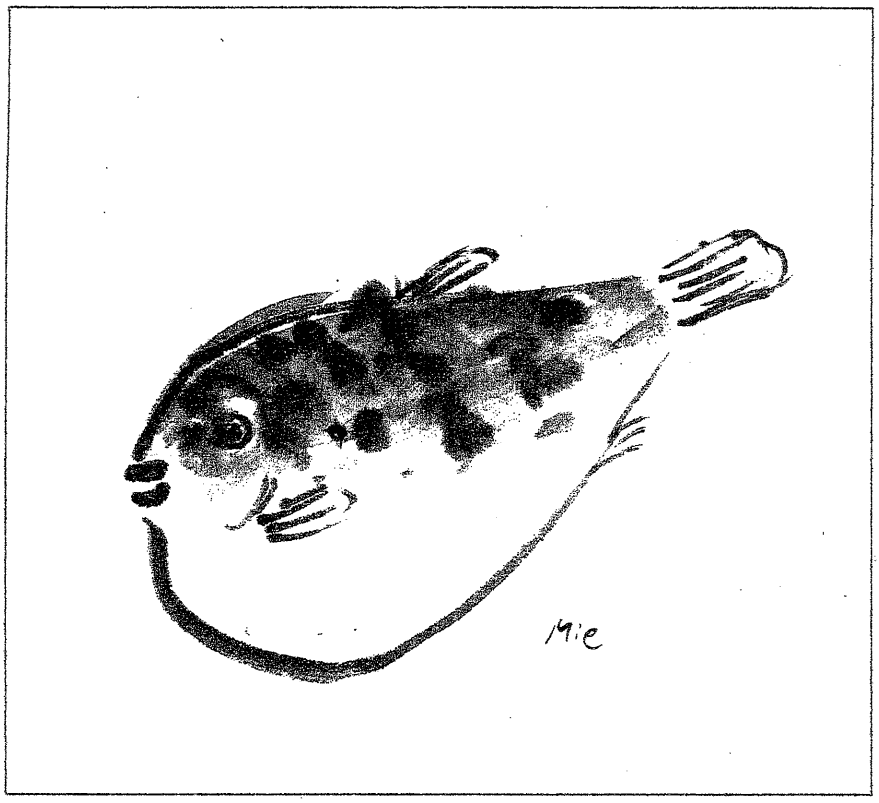

目次

Ｐ　２　十月の歌
Ｐ　３　独居より５４　日本のアイデンティティはヒロシマ・ナガサキと九条
Ｐ　９　重信さんとの交流コーナー
Ｐ１１　読者からの声
Ｐ１２　日本赤軍の歩み８　重信房子
Ｐ１９　シゲに捧げる「私小説」その５８　　山田美枝子

重信房子さんを支える会

十月の歌

重信　房子

積み上げた書類に眠る愛着を抱いてひっこし六年目の秋

友人の無期求刑の記事を読む時代と「闘志」裁かれている

りんどうを一花摘んで髪飾りインタ歌う今日は一〇・八

催涙ガス煙にかすむ道走りかかえきれないオレンジを配る

一区切り控訴趣意書の原案を記して夜半髪を梳いてる

秋の陽のつるべ落としの影を逃げ一心不乱に蟻の一匹

下弦の月みあげつ数える数々の悔いの残滓が望みにかわる

判決の無念を抱いて読む房の夜はますます寒くふけゆく

遠景にすすき一株金の波朝日にゆれる獄庭の真中

独居より54　10月1日～17日

日本のアイデンティティはヒロシマ・ナガサキと九条

重信　房子

10月1日　竜胆（りんどう）を手元に飾り端座して

控訴趣意書の一章を記す

ちょうど9月28日、インティファーダ記念日6周年を経て、（また、私自身のバースデーも同日でした）本格的に控訴趣意書の成文化に入っているところです。昨日の9月30日には、「インティファーダ記念パレスチナ連帯の集い」が行われたようですが、どうだったでしょう。ちょうど、友人がビラを送ってくれて、「イブダーの子どもたち」というベツレヘム近郊の難民キャンプの中から生まれた舞踊団の映画、「蜘蛛の巣の間から」という2004年に作られたイスラエルの非人道的な抑圧の実体を示すドキュメンタリーが上映されて、その後、パレスチナ・レバノンの滞在経験者たちの講演などがあると、ビラには出ています。

9月11日に、挙国一致内閣の実現で合意したというニュースから一転して、アッバス大統領が「ハマスとの連立はふりだしに戻った」と表明したのが9月23日です。米国の制裁やイスラエルの軍事抑圧によって、ハマスとファタハの矛盾が広がっているようです。パレスチナの人びとの置かれた条件は、どれだけ耐え難いでしょう。

9・30は、そうした中、連帯の一声を伝える力になったと思います。

日本では、9月29日に、安倍新内閣が発足しましたが、教育基本法や憲法の改悪を公然と主張している危ない内閣です。こういう主張を公然と掲げて「国民的人気が高い」というのは、マスコミのワイドショー的な政治によってくり返されるムード的なものが世論を作っていくのでしょう。そして、その作られた「世論」から明確な意志を持って、「改憲」や「教育基本法改悪」を支持しているような錯覚が、さらに相乗的に作られていくようです。本当に、憲法九条を投げ出して、戦争に参加する日本を良しとするのは、それに利害を持つ戦場に行かない資本家、経営者や政治家、官僚でしょう。自分の問題として問われたら、国民が受け入れるとは思えません。本当に戦争を経験してきた世代は、特に抽象的でなく具体的に戦争を知っている分、やっぱり反対する意志をまだ強くもっているはずです。

私は、ずいぶん長く日本に不在だったために、「日本に居た時代」（71年2月まで）と、「帰国してからの日本」の二つのまったく違う日本の実感があります。でも、その30年くらいの中間の実感がありません。その分、二つの時代の違いに驚くことが多いです。様ざまなできごとの中で、変化してきた中間の実感が欠けている分余計です。

「日本に居た時代」は、「九条を守る」という平和と民主主義の主張さえ「体制を補完する主張」のような社会全体に反戦平和の“常識”がありました。「憲法九条を守る」のは、新左翼には全然歓迎されず、変革と革命をラジカルに求めていました。社会全体をゆるがせにしていると当時錯覚していた変革の闘いは、学生運動を中心として社会の一部の層の闘いが広がりきれずに、先鋭化の方向に流れて行ったのが、今から見ると分かります。憤怒や心情が「論理」として組み立てられてしまいました。

昔の対決点、闘い方を思い出すたびに、「連赤」に至らしめた、未熟な私たち左翼自身の敗北が今に至る時代へと反転させてしまったと思わずにはいられません。もちろん、ソ連東欧の過渡期の社会革命の困難さの中で敗北、崩壊に至ったことがグローバルに今の社会、世界の歪みを生み出しているものです。でも、私たちの世代の闘い方の責任を強く感じます。

安倍政権の「親米」「靖国」路線を突き詰めれば、両方が矛盾しています。すでに米国でもそのような論調があるようです。でも、安倍政権も中曽根風に、きっと「親米」に合せて進めるでしょう。米国の望む範囲の中国との協調も考えつつ。

こうした時代にあって、「国民主権」に徹底して立ち、九条、教育基本法の改悪に反対し、格差是正など、合法的な領域で、全面的に安倍政権と対決することによって、日本の姿を問うことが求められていきそうです。それは、本当の「戦後」を各々も日本自身も自らのものとして、確定確立する闘いのように思います。

10・21に向けて、国際反戦デーに銀座デモが「九

条改憲阻止！改憲準備法粉砕！」と行なわれるようです。私も心意気を共にしたいものです。

９月下旬、ニューヨークタイムズ紙がすっぱ抜いた機密分析報告書では、「イラク戦争とその後の米軍駐留が、イスラム教過激派によるテロ脅威を地球的規模で激化させたと結論づけている」とのことです。それによると、この「機密報告」は、ＣＩＡなど、米政府の１６情報機関からのデータに基づいて、国家情報評議会（ＮＩＣ）が、今年４月に完成したというもの。

しかし、そんなあたりまえな事実をまったくブッシュ政権は認めず、その報告書も隠したままに９・１１の記念演説では、「ファシストや共産主義者たちの後継者」として、イスラムの様ざまな勢力を一括まとめて非難し「２１世紀の行方を決めるイデオロギー決戦」とか「自由とテロとの闘い」などと煽動していました。

アメリカの侵略と暴力の拡大が抵抗を育ててそれが拡大しているのは誰の目にも明らかです。私は、ＮＩＣがあたりまえの結論に達していることに救いを感じます。もちろんこれは米政権にとっての反省の道具となることはないでしょうけれど。

レバノンでは、イスラエルの撤退を村人は待ち望みつつ、クラスター爆弾の被害が広がっているようです。そんなものを使うのはひどい。そんな武器を作るのもひどい。知っている村や村人が浮かぶ分、戦災下の今の実情は報道されないけれど、いかに大変かが分かります。

１０月２日　東拘も新法合理化進むらし
やかん回収プラスチックとなる

１０月に入って初めてのウィークデーです。職員も冬の制服に替わりました。今日はやかんを回収していきました。そしてタッパーウェアーに取っ手と蓋がついたようなプラスチックに替わりました。蓋はポリエチレンで、６０度まで、本体はポリプロピレンで１２０度の耐熱温度まで可とのこと。安いものに合理化したようです。

先月には、バスタオルの購入が許可され、購入しても風呂場で使えないという不合理でしたが、申請して変更を求め、風呂場で使えるようになって、やっと濡れた身体を乾いたタオルで拭けるようになりました。こんなあたりまえのことがなかなかです。

物品担当の課長ですら、「物ひとつ新しい品を買うと言う決定には大変時間がかかる」と言っていましたが、いろいろ変化改善しようとしているようです。それは、必ずしも拘留者にとって良くなるとは限らないようです。たとえば、システムの変更もあって、これまで金曜日に「至急交付願い」を出しておけば、土曜日、日曜日に着く書類をその週末中に受け取ることができたのですが、これは駄目になってしまいました。これからは金曜日中に届かなかったものは週末に着いても月曜日にしか渡さないと、通告されてしまいました。何を基準にどのように「改善」されているのか、新法からの変化がまだよく分かりません。

今日の新聞に、「共謀罪」について９９年に日本政府が「日本の法原則に合わない」として国連の条約起草の会議では主張していた、という記事が出ています。これは共謀罪の法案に反対している人びとの論理です。政府はいつものやり方で、「外圧」を理由に国内に時の政府の意向を持ち込み法制化していくことが、はからずも明らかになったようです。

安倍新政権は、まず、「共謀罪」を通してしまおうと重点化しています。小泉政権の時、民主党の修正案を丸呑みしてでも成立させようとしていたものです。民主党も「そもそも必要なのか？」と小沢新体制で立場を変えて、かろうじてこの危険な法は成立しないまま安倍政権にひきつがれてきたものです。

ところが日本政府自身が国連の条約起草委員会に、国内法の基本原則との関係の位置づけを盛りこむように求めたのだそうです。その結果、条文に「締約国は、自国の国内法の基本原則に従って必要な措置を取る」との文言が加わったとのことです。国連は自決の原則に基づいて国内法が優先し、国際協調しています。日本の法律を規準として考えれば、共謀罪は不要です。日本の法理念に基づいて解決できるからです。

「冷戦」の崩壊を経て、国際法が国内法を制約するいわば「制限主権論」がグローバル化の中で、傾向として強くなりました。しかし、これはアメリカの支配と要求との関係において、主権の制約を受けるようになったものが多いのです。各国の主権に対する侵略や介入は、「平和」や「人道」や「反テロ」の名で、大国によって続けられています。しかし、それは力の支配であっても法的な規定は成立していません。

日本政府は、調整可能な法の作成を「外圧」を理由に「共謀罪」として広い範囲に対する法の適用を考えていました。「考えた」だけで、逮捕される共謀罪は、治安維持法のごとく思想弾圧であり、日本の法そのものを変質させる代物です。

国連が２００４年に、各国の国内法起草者に向けて作成した「立法ガイド」があることが分かった、と人民新聞で報じています。この「立法ガイド」では、「これらの措置は各締約国の国内法の基本原則と合致する方法で行うこととする」と述べて、各国の法に従って、法整備されれば良く、国内法を条約の文書にこだわる必要がないと、述べているそうです。

日本では、刑事法では「既遂」を原則とし、現在の「共謀罪」が、新設される必要があるのか？　当面その要求の根拠が問われるでしょう。廃案に向けたとりくみが、強まることを期待したいです。

パレスチナでは、ファタハとハマスの対立が激化したとのこと。「アッバス大統領を支える」と明言して、ライス国務長官は中東訪問を開始したようです。

今日、「しこり」を測りました。３３ミリです。やはり測り方でしょうか。先月は３１ミリと小さくなったと喜んでいたら、２ミリ大きくなりました。どちらにしても目立って大きくはなっていません。

１０月３日　雨あがりあわだち草の一分咲き
格子の間に広がる宇宙

運動房に出ると、秋のきりん草、別名セイタカアワダチ草が黄色の花をつけ始めました。ずっと遠くまで、風にゆれて美しい。この花は秋の景色です。涼しくひんやりとした季節になってきました。まだ、卯の花は秋に戻って咲きつづけています。

新聞では、次期国連事務総長に韓国のパン・ギムン氏とのこと。国連の総会の権限を拡大し、安保理の拒否権を制限するように求めてきた非同盟諸国会議の中小の国々の意向をどこまで汲んだ国連改革ができるでしょうか。アメリカによって排除されたエジプトのブトロス・ガリに代わって、アメリカの意向を大きく受けたアナン事務総長が登場しました。今では、アメリカにやっと批判が言えるようになったのですが、今度の韓国パン・ギムン氏はどうでしょう。安保理のアメリカ支配を民主的に再編しないと、これからも国連は機能するのか、という事態です。でも、国連以外に替わる機関はありません。ない以上、国連をより公正な機能としていくために民主化を実現してほしいものです。アナン氏もそうだったように、事務総長個人に期待するのは無理があるでしょうけど。

ちょうど「情況　９／１０月号」が届きました。「レバノン情勢特集号」だったのですね。原稿の要請があったのですが、時間が短かったことと、ちょうど抱えていた資料の控訴準備中だったので、次の時にと断ってお詫びしました。そのため「オリーブの樹」からとって載っていました。短歌がもうひとつでしたね。この本の中の、本山美彦氏の「レフトビハインド現象」をおもしろく読みました。

１０月４日　被爆の民北朝鮮もアメリカも
核ゆるすまじ九条日本は

新聞を開けたら北朝鮮の「核実験を行なう」という宣言。

日本は、アメリカの核も北朝鮮の核もどの国の核も認めず軍縮非核地帯実現の発信の資格を持つ国です。被爆の経験と九条において。そして非核三原則において。（この中身は怪しいのですが。）私が「日本のアイデンティティは、ヒロシマ・ナガサキと九条だ」と教えられたのはパレスチナの闘いを通してです。武装闘争の限界や問題も見えてきて、そのあり方を反省していった７０年代、パレスチナの正義を語る政治闘争においてです。

私たちはパレスチナや在欧人権団体と共に国連憲章、人権宣言、人権規約などを拠り所にパレスチナの公正な正義を語りました。８２年のパレスチナ難民キャンプ、サブラ・シャティーラの虐殺に対して、国際民衆法廷を設置して世界に訴えました。日本でも８３年に、サブラ・シャティーラの虐殺に対する国際民衆法廷が開かれています。こうした活動を通して、人権

の価値とそれによって結び合う連帯の確かさを実感しました。

こうした交流の中で、ひるがえって、九条の価値を通して、日本を見るようになっていきました。世界から見ると、日本の“いいところ“は、「ヒロシマ・ナガサキの被爆経験によって、決して戦争や核を許さない国」「永遠に戦争を放棄した国」として、国際的に認知されていました。

７１年、日本から行った当初、私たちは、「戦争を放棄した九条はあるが、自衛隊が居ること、憲法改悪が画策されていること」など、九条をあまり評価しない立場で語りました。しかし、この法の制限があることによって、歯止めがかけられてきたこと、むしろ、この価値をないがしろにしてきたのは政府であり、私たち自身だと気づかされました。九条の価値は公正な平和の武器となるはずです。九条を徹底して、そこから日本が国際貢献するよう求めることこそが、各国家関係のせめぎあいの中で、貧しい南の国々の力になると、思い至ったのです。

北朝鮮が核実験を主張する今、今だからこそ、九条の価値、非核地帯によって地球の面を被うことをめざす時です。日本の憲法九条に基づく国際路線の実現こそ「核実験への警告」への答えとすべきでしょう。安倍政権にそれは期待できないのは当然としても。

今日は、弁護士面会があって、控訴審に向けた準備などを話しました。

１０月５日　パレスチナオリーブ実る季節時
ハマスとファタハの死者１１人

中東歴訪中のライス国務長官は、１０月４日アッバス大統領と会い、記者会見でアッバス支持を表明しました。パレスチナ自治政府の新しい条件として、アッバス大統領が主張しているように、カルテット(国連、米、ＥＵ、ロシア）の原則に沿った「２国家共存」の政府を支持すると表明して、第１にイスラエルを認めること、第２に武力放棄、第３にこれまでの平和交渉の合意を守ることを、ライス長官は求めています。

アッバス大統領は、ハマスに対して２週間以内にその点の回答をよせるよう求めていると警告しました。９月１１日の連立政権合意が崩れ、対立となり、銃撃戦を経て、アッバス大統領はライス国務長官の支援のもとで、ハマスがイスラエルを承認しない時には、大統領権限を行使し、内閣解散する可能性を述べています。

イスマイル・ハニヤ首相は、「統一のための話し合いに最後通告を持ち込んで、対立をあおるのを止めるように」とアッバス大統領を批判しています。「パレスチナ自治政府はパレスチナ住民の意志によって選ばれた立場に立っている。しかし、連立政府のために、話し合う障害はない」と、最後通告に対して批判しています。ハマス側も分裂を避け、実務家による内閣によって挙国一致をはかることを模索しているようです。その場合、ハマスのリーダーが首相にならないことも考えているようです。

ただし、ライス国務長官のバックアップで財政的にも政治的にも支援を受けて、アッバス大統領は強気です。まだ、対立、矛盾は解消されません。制裁の給料未払いが対立の大きな動機になっていたのですが。

ライス国務長官は、アッバス大統領に会う前に、サウジでアブドラ国王に会い、その後３日には、カイロに向かってエジプト外相、ヨルダン外相とＧＣＣの６カ国（サウジ・アラビア、バハリン、首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート）の外相らとパレスチナ問題やイラン問題を話し合っています。こうしたアラブ諸国のバックアップも、アッバス大統領に伝え、カルテットの原則（前述）にたったパレスチナ内閣を求めています。こうしたライス国務長官の介入は、パレスチナの住民に、さらに対立を持ち込むことになるでしょう。

アッバス大統領がハマスにイスラエル承認を求めるのは、お門違いです。パレスチナの大統領として、まず何よりも制裁に抗議し、給料不払下にあってフラストレーションに陥っている住民たちへの人道的権利を、ライス国務長官に求めるべきだったでしょう。アメリカの「協力」やイスラエルの「支援」によってアッバス大統領やファタハがハマスと対立する構図、パレスチナ人にパレスチナ人を弾圧させる構図に乗せられないことを願うばかりです。

こうしたアッバス大統領の動きに対し、パレスチナ人民のインティファーダで築いてきた民主主義の英知は、今何を求めているでしょう。アメリカの制裁に抗議し、制裁解除を実現もせずにおわったライス国務長官とアッバス大統領の会見には、危険なものを感じます。

同じ日、４日、ブリュッセルでは、インターナショナル・クライシスグループの会議が持たれ、１００人以上のかつてのリーダーたち、ゴルバチョフ、ジミー・カーター、南アのツツ大司教らが集まって、アラブ・イスラエル対立に対して、国際的行動を速やかに取るべきだとアピールしています。さらに、仲介するカルテットは、イスラエル、シリア、レバノンと、中東和平交渉を行なうべきだとアピールで呼びかけています。

１０月６日　十五夜の雨月（うげつ）の音を聞きながら
控訴趣意書を一字ずつ書く

今日は仲秋の名月なのに、大雨です。

そして、今日は引越し。半年に１回転房があり、去年は１０・８の日。だいたい１０月の初めに毎年行なわれています。朝から荷物を整理しました。すごい量の資料を動かし小物は引越しのために借りたダンボール箱に入れて待ちましたが、始まりません。毎年、午前中早々から始まるのに。運動の順番がきたので出かけて、大雨を見ながら体操をして戻ってきてもまだ引越しは準備未了だと言う。

やっと分かったのは、転房に合せて、全資料の「捜検」を行なうとのこと。月１回の房の検査では、積み上げた大量の書類などいちいちチェックできないので、この機会に徹底的にチェックしたいとのこと。こちらは引越しによって、整理されるので、半年に１回程度の引越しは、歓迎なのですが、ちょうど控訴審準備で、集中したい時に時間が取られるのに閉口です。

新しい部屋に移って、検査の終わったものを順次持ってくるのを整理し、結局昼過ぎ１３時から１５時まで荷物の移送にかかりました。その後は、整理で一日中つぶれてしまいました。いつもなら、きちんと内容を再整理して積み上げるのですが、今回は、そのまま順序も構わずに、とりあえず書類の山を壁に順次並べて、夕食です。年末の大掃除まで、時間をとってじっくり内容チェックは無理な１０月です。

夜は大雨の音を聞きながら作業。明日からのこの連休中に「控訴趣意書」の原文を書き上げようと、ちょうど集中しているところです。去年の「意見陳述書」作りの経験では、獄から少しずつ文案を出して、タイプを頼んだのですが、全体を通してから渡していないために逆に手間取らせてしまいました。獄と外とのやりとりには、時間がかかります。それで早めにと思っているところです。友人たちの協力に感謝しつつ。

友人から手紙や資料などありがとう！差し入れにりんご、栗、チョコなども入りました。ありがとうございます。

今日入手した本の中のフォーリン・アフェアーズの「アメリカは神の国か？」「キリスト教福音派台頭の政治外交的意味合い」という副題の論文は興味深いものです。アメリカのプロテスタントのリベラル派が後退して、福音派がのしてくる、その背景を分析しています。そしてイスラエルを守ることが旧約聖書の教義の予言の実行をもたらすという荒唐無稽な宗教的プロパガンダがあることが分析されています。

福音派は、イスラエルを擁護することで自分たちが神によって支えられると感じており、この点については、世界を敵に回してもかまわないと考えている」と、この論文では述べています。

「情況９／１０月号に出ていた「レフトビハインド現象」に、ちょうど重なるものです。その「レフトビハインド（とりのこされて)」という小説では、国連事務総長が反キリスト教主義台頭の象徴として描かれているそうです。その理由も、プロテスタントの原理主義派や福音派が「現在の世俗的な道徳観や国際連合を基盤とする世界秩序という概念には敵意さえ抱いているからと、ダーウィン進化論以来の世界観の違いの歴史から説明しています。

そして、こうした勢力がブッシュ政権のバックボーンをなしているのです。イスラム世界に対してイスラム教を国教とするような神権政治を批判し、世俗国家を求めながら、アメリカ自身は神権政治を主張するものが権力を握っている危険を実感しました。

１０月７日　ルーバーの隙間はみ出た十六夜を
たちつくしたままみつめていたり

引っ越して、掃除して気持ちよい朝。昨日の大雨、大風は一過して、晴れやかな秋。

新聞を開けると、昨日の西川公判で、西川さんへの無期求刑がなされていたことを知りました。１２月２６日に最終弁論で結審するとのこと。検察側は、とにかく重刑を最大化させて攻撃していますが、判決は現在の情況では予断を許しません。公正な条件は難しいですが、どうか健闘されますように。

今日は一日中文章化作業。夜８時過ぎ、窓の外を大きな満月。今日は十六夜。手を止めてルーバーの隙間から見えなくなるまで、ずっと見つめました。

今年は、月をなかなかつかまえることができませんでした。天候が悪かったり、見える条件が限られています。

新聞で、日の出の時刻を確かめ、夜に当たる場合、その日が晴れなら日の出時間から２時間後くらいに、ちょうど私の窓から見えるルーバーの位置に月が見え始めて、３０分くらいでゆっくり昇っていきます。今日は久しぶりの晴天。時間も夜の日の出、ちょうどタイミングよく見ることができました。きっと明日もまた可能でしょう。

満月を見たあと、集中して控訴趣意書の作業です。

１０月９日　立待月雲と虹の環輝かせ

獄舎の壁を明るく照らす

連休の最終日、文書作業に集中して、もう、インクがないので、ボールペンにしたら、腱鞘炎で、つづかず、筆ペンの墨を搾り出して、１滴の水を加えてつけペンのように作業をつづけ、手があちこち真っ黒。

夕方、弁護士から手紙の速達が届きました。みどりからの手紙では、１０月１９日には、メイと一緒に丸岡さんに面会するとのこと。丸岡さんの方も植え込み型除細動器の移植手術を２００４年に行なって以降は、心臓の突然異変には対応しえるようになっていますが、心臓機能が損なわれているので、正常ではありません。元気でしょうか？　自分の子どものように育てた娘たちと会えたら、きっと嬉しいでしょう。１０月２０日は誕生日です。おめでとうをこの場を借りて伝えます。

昼休みに、ニュースで、北朝鮮が地下核実験を行なったと伝えられました。

ちょうど日中首脳会議を８日に終えて、北朝鮮の核実験宣言にも、中国としては最善を尽くすと述べていた分、中国の立場はありません。これから、米、日本の強硬なイニシアチブによって、北朝鮮制裁が始まるでしょう。そして制裁は何も解決しないでしょう。「核拡散防止体制」が崩壊の危機に瀕したのですから、大変です。「廃絶」ではなく、既得権を守り、核独占をめざした国による「不拡散体制」は、もともと限界があります。

核保有国が自らの核を大切に国益として保持して、新しい核保有をさせないというのが核拡散防止条約です。核の全廃に向けた努力はいっさい為されてきませんでした。核の独占を計り、力の政策によってグローバル支配が進んでいるアメリカにより作り出されている現在の国際関係のあり方こそ、核拡散を誘発してきたのです。「大国から自衛するためには、核による選択しかない」と米国が敵視する国々は生き残りをかけて、そうした選択を強いられた結果であり、いわば、アメリカの政策の失敗の姿です。

私たちの国は、何よりもヒロシマ・ナガサキを経験した国として、非核を貫き、九条にのっとって、今こそ戦争に向かう潮流に対して、国際国内的に平和実現の意志と力を示す時です。本当に非核九条日本の徹底した日本、憲法に沿った日本は自民党政権下ではいまだかつて存在していなかったのですから、その徹底した適用をこそ求めたい。

明日送る「控訴趣意書」の文案を仕上げるために集中体制。３連休が終わりです。立待月。今日も月がきれいな夜です。

１０月１０日　武力でなく時代に耐え得る価値ならば
やっぱりそれは憲法九条

今日は新聞休刊日だし、ＴＶもない分、核実験の話がどうなったのかわからない獄中です。米日で、制裁を最大化し、国連憲章の第７章にもとづく強制力ある制裁を主張しているでしょう。面子を潰された核保有国の中国は、北の核を許さない国益もあり、一定の制裁には一歩突き進みそうです。戦争への危険に一歩進むことになります。かつて日本が国際連盟を脱退したように、北朝鮮は孤立包囲下、さらに孤立に向かうのでしょうか。米国が自分の意にそわない国々を孤立させ追い込んできました。制裁ではなく話し合いを行なってこなかったブッシュ政権の政策の過ちとして、話し合いによる場の設定こそ、日本が九条の国際貢献としてアレンジすべきなのですが、北朝鮮問題になると、世界一強硬な日本。今の政権は戦争に何時でも転化する条件を理由に、船の臨検に強制力を持って日本も参加すべきだとか、また、戦争参加にさらに歩を進めそうです。九条にもとづく平和外交をこそ国民がこぞって要求し、好戦的政権に対して、その野望を阻止せねばと思わずにいられません。

今日、趣意書をまずつくりました。これから再考ですが、投函します。第１段を終了したところに過ぎません。これから、また、集中的に準備です。

今日まで、まだ、「オリーブの樹」９月号は届いていません。レバノンの停戦下は、どんな駆け引きや地下戦争がいつものごとくつづいているでしょうか？　友人たちは？　そして、パレスチナの矛盾は？　気になる秋の陣ですが、今はちょうど私も控訴審準備に集中します。ではまた。　　２００６・１０・１０　記

追記　１０月１６日

今日「オリーブの樹」６３号受け取りました。いつもありがとう！感謝。

その中に「仲秋の名月」を９月としていたこと。間違いをすでに訂正したと思い込んでいましたが、そのままだったようです。失礼しました。今号に書いたように、１０月は晴天で、十五夜以外は十六夜、立待月、宵待月と楽しみました。

辻邦さんの論文は良かったです。読み応えのある歴史的な記述もローマ法王ベネディクト１６世の引用した言葉がどのような時代のどういう人物の発言かが分かりやすく記されていました。

コミュニケーションの手段のはずの言葉が「最近では他者の存在や自分との相違を認識できない者が、相手への恫喝や強制のために使用する手段となっている感がある」と、知性の退廃と傲慢な権力者を批判しているのは、まったくそのとおりです。ブッシュに始まって。

そして、また、自分を正当化する言葉を時代背景や当時の条件に関係なく引用するのは、ローマ法王もどこかの国の首相も「自分に強烈な個性がないことを自覚しているからなのだろう」との言、賛成です。無いのは「個性」も「内容」もですね。新左翼の我らが時代もレーニン、マルクスで正義を飾ったと反省しつつ。

山田さんの私小説５７、同人誌にも載っていたところですが、このところは、作者の暖かい目線が率直に記されています。ぐっとこみ上げてしまうものがあります。ありがとう！

今号も皆さんの声に励まされつつ、控訴審準備書面を作成中です。

追記の追記　１０月１７日

Ｉさん遠くから差し入れありがとうございます。お会いできないのに。バラとチョコパイなど感謝します。

お詫びと訂正

６３号の「独居より」に、誤植がありました。以下のように訂正しお詫びします。

４頁右、下から９行目　初代大統領ベングリオン
→初代首相ベングリオン

５頁左、上から２１行目と３０行目　「自国の敵」
→「自由の敵」

重信さんとの交流コーナー

カツァヴとプーチン

辻　邦

■　退廃の象徴＝モシェ・カツァヴ

２００６年１０月１６日、世界中のメディアが驚くべきニュースを伝えた。イスラエル警察が１５日、イスラエル大統領モシェ・カツァヴに対し「大統領公邸の女性職員１人を強姦し、その他の女性職員たちにも性的嫌がらせ（セクハラ）をしたうえ、予算の私的流用や職員の電話の盗聴などをした疑いが強い」として、検事総長に起訴勧告を行なったというのだ。

警察側によると「数カ月にわたる捜査で『明白な証拠』がある」とのことで、検事総長は１０月中にも起訴の是非を決断するという。

一国の大統領が強姦容疑で起訴されるかも知れないというのは、おそらく過去、国際社会においてほとんど例のないことであり、イスラエル国家にとって致命的とも言えるような大スキャンダルである。こうした性的犯罪者が国家元首であるという事実を、イスラエル人はどう受け止めるのだろう。

もっとも、私にはこの事件がそれほどショッキング

であるとは感じられなかった。

シオニストによるパレスチナ占領が半世紀以上にもおよび、軍や入植者らによるパレスチナ人への暴虐が日常化し、隣人であるパレスチナ人に対して「野蛮人」「テロリスト集団」と、一般市民が差別・糾弾することが当たり前となっている状況で、そうした他者への非人道行為が、加害者であるイスラエル人全般の精神を深く蝕み、イスラエル社会に深刻な悪影響を与えているように思われるからだ。

「以前、中東を旅行していたとき、パレスチナから戻ってきた旅行者にイスラエル軍の話を聞いたことがある。イスラエル軍の一部では、カードゲームが流行っていて、追い詰めたパレスチナ人を撃つ前に、体の各部位が描かれたカードを引くのだという。引いたカードが『手』なら彼らの手を、『胸』なら彼らの胸を撃つという、それは『ゲーム』なのだそうだ」――この話はインターネット上で偶然検索・閲覧した話だが、イスラエル軍兵士ならやりかねない行為だ。

そもそもイスラエル「建国神話」自体が、今日に至るまでシオニストの精神に深刻な影響をおよぼし続けているであろうことは、容易に推測できる。シオニスト・イデオローグたちは、信じがたい欺瞞と暴力の行使によって誕生したイスラエル国家の「正当性」を何とかして偽造し、その存在理由を「理論化」するため――いわば最初の嘘を隠すために次の嘘をつき、その嘘を隠すためさらにまた嘘をつき――そうやって“欺瞞の土台”の上に“欺瞞の壁”を積み上げ、無数の犯罪行為を隠蔽し、歴史の偽造を続けてきた。おそらくシオニスト・イデオローグたちは真の歴史を知っていながら、「こうしなければ我々の存在理由が失われてしまう」と本気で考えているのだろう。

しかし、そうした“欺瞞によって構築された建築物＝イスラエル国家”のもたらす耐え難い重みが国民の精神を深く蝕みつつある象徴が、今回の国家元首の恥ずべき行為であるように思われてならない。

■ アンナ・ポリトコフスカヤの暗殺

『チェチェン　やめられない戦争』(NHK出版・三浦みどり訳）の著者で、ロシア政府によって行われているチェチェン戦争への鋭い批判で知られる女性ジャーナリストのアンナ・ポリトコフスカヤ氏（独立系新聞『ノーヴァヤ・ガズィエータ』記者で同紙政治評論員）が、１０月７日夕方、モスクワ市中心部の自宅アパートのエレベーター内で何者かに暗殺された。

彼女の遺体には４発の銃創があり、エレベーター内部は血の海のようだったという。現金などの所持品は奪われておらず、現場には拳銃と弾丸が残されていたということだ。

１９９１年１１月、チェチェン出身の空軍少将ジョハル・ドゥダーエフを中心とするチェチェン民族会議が、ソ連邦からの独立を宣言した。その後、９４年にエリツィン政権下、ロシア軍が武力侵攻を開始。チェチェン戦争となり、今日までの間に、約１００万人のチェチェン人口のうち２０万人が死亡したという。犠牲者の大半は民間人だ。そして今や首都グロズヌイは廃墟と化し、住民の多くはロシア軍の攻撃や拘禁・拷問に怯えながら、地下室での生活を余儀なくされているという。

政経一致の体制を構築しつつある大統領ウラジーミル・プーチンとその取り巻きは、自らの権益を拡げ守るため、チェチェン報道などで政府批判を行なうメディアへの政治的圧力や制度的・暴力的規制を強化する一方、地方自治体の首長を大統領任命制にするという、かつてのスターリン時代の共産党書記局システムをイメージさせる、驚くべき独裁政治制度を出現させている。

そのような過酷な政治・社会状況下において、彼女が属した『ノーヴァヤ・ガズィエータ』紙は、４０万部程度の月２回刊の小さな新聞ながら、「真実を報道する」というメディアの真髄の立場を貫いてきた。

彼女の遺稿で、同紙に掲載する予定であった未完の記事の一部を紹介しよう。

「毎日、何十ものファイルが私の机の上を行きかう。『テロ』容疑で投獄されている人たちに対する刑事訴訟の写しや、まだ調べ中の人たちについてのものだ。

私はここで『テロ』という言葉に引用符をつけている。それはなぜか。なぜならばこれらの人たちの圧倒的多数が、当局によって『仕立て上げられた』テロリストだからだ。２００６年、誰かをテロリストに『仕立て上げる』ことは、本当に対テロの検挙にとってかわっている。そしてそのことで復讐心に燃える人たちが、潜在的テロリスト呼ばれる人たちに、復讐をすることが可能になっている。……検察も判事も法にのっとった行動をしておらず、有罪である者を罰することには関心を抱いていない。それどころか、クレムリンの対テロのスコアシートの見かけをよくするという政治的な命令に従って動いているのだ。訴訟はブリニ（パンケーキ）のごとく、原材料に手を加えて仕上げられている。

『正直に話します』という供述を作り出す政府のベルトコンベアは、北コーカサス（つまりチェチェンのある地域）での『テロとの戦い』について適切な統計数字をあつらえることにかけてはとてもよくできている」

プーチン政権が成立して以来、ロシアでは約１００人ものジャーナリストが殺害されているという。このような圧制下でも、ひるまずチェチェン戦争の真実を伝え続けたアンナ・ポリトコフスカヤ氏の勇気には、本当に頭が下がる。おそらくウラジーミル・プーチンにとって、彼女は“目障り極まりない存在”であったことだろう。

アンナ・ポリトコフスカヤ氏が暗殺された１０月７日――この日は大統領プーチンの誕生日であった。果たしてこれは単なる偶然であろうか？

■ 犯罪の同志、独裁者プーチン

ウラジーミル・プーチンが、１０月１８日にモスクワでイスラエル首相オルメルトと会談した際、女性職員への強姦（ごうかん）疑惑が持ち上がっているイスラエル大統領カツァヴィについて「われわれはみんなうらやましがっている」と発言していたという。会談冒頭の写真撮影を終えて記者が退席した直後の発言だが、マイクのスイッチが入ったままだったため、会話が筒抜けになったのだ。

『コメルサント』紙によると、プーチンはオルメルトにこう言ったという。

「大統領によろしく。強い男だということがよく分かった。１０人の女性を相手にしたとは！　彼がそんな男とは思ってもみなかった。……われわれはうらやましがっている」

さすがにイスラエルの官房長マイモンは「会談の別の部分が記憶されることを望む」と述べ、間接的に不快感を表明したようだ。

ところがプーチンは１０月２５日のテレビを通じた国民との「対話会見」の際、「われわれはうらやましがっている」という発言の事実を認めつつ、「レイプは処罰されるべき犯罪だ。（カツァヴィのレイプ疑惑は、イスラエルの）レバノン侵攻失敗後、イスラエル指導部が批判される中で出てきた特別な例だ」などと釈明（？）したが、その後驚くべきことに、発言を聞いた記者について、自分の失言を棚に上げて、「彼らは盗み聞きをしている」とありえない批判をしたのである。

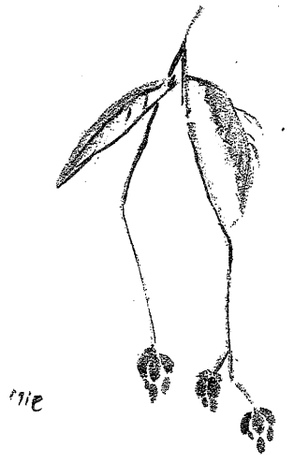

カツァヴィもプーチンも、共に「対テロ戦争」という名の国家テロリズムの遂行者であり、ジョージ・ブッシュ米大統領を主犯とする国際戦争犯罪の加担・共犯者であるという点において、極めて近い関係にある。なればこそ、カツァヴィの愚劣な犯罪行為をプーチンがかばい、擁護するのも無理からぬことではある。しかしながらその姿は、見苦しいのを通り越して、醜悪の極みとしか表現しようがない。

一方はパレスチナ人に対する、そしてもう一方はチェチェン人に対する、あまりに卑劣で残酷な戦争犯罪のため、彼らの精神はもはや矯正できないまでに歪んでしまったのだろうか。

読者からの声

＊控訴審準備でご多忙のことと思います。短くなった秋、五感フル動員で楽しんでおこう。（冬眠に備えるどうぶつたちもこんなきぶんなのか、と。）

１０月１１日　　茨木市　I．I．

＊第６３号ありがとう。前号の編集後記で、警察を含めて、行政を信用しているかのような記述に、ちょっと違和感がありました。今号では、一応教育委員会について糾されていて、共感できました。先日、原爆の図丸木美術館に行った際、「今日の反戦展２００６」という企画作品の中に、「警察、ヤクザ、軍隊、いりません！」と大書きされた紙をみて、「そのとおりだ！」と思ったものです。

１０月２３日　　大阪市　T．M.

日本赤軍の歩み

闘いの路線的な捉え返しとして

—8—

重信　房子

８章　７７年５・３０声明による転換—自己批判（７６−７７年）

１　レバノン内戦と情勢（クアラルンプール闘争後の中東情勢）

１９７５年にはじまった右派キリスト教徒民兵のパレスチナ人への攻撃は衝突を拡大し、レバノンの、時の内閣の総辞職を繰り返した。レバノン内の左派政治勢力は１９４３年の国民協約で当時の宗派人口に応じて振り分けられた議席の再考による公正な政治改革を要求した。ＰＬＯはそれらの共産党やナセリストやイスラム左派勢力と結びついてキリスト教右翼の暴力に対峙した。７５年だけで１９回の停戦協定を成立させてはふたたび戦闘となり、国の中央機能は崩壊した。レバノン政府の要請にもとづいてエジプト、シリアなどアラブ連盟を中心に調停介入したが、戦争は拡大しつづけた。

７６年に入って、1月、ＰＬＯ指揮下のシリア駐留のパレスチナ解放軍がシリア、レバノン政府の合意のもとに、レバノンに投入されて、兵力引離しを行ないながら、シリア、パレスチナ、レバノンの間で、停戦合意が成立した。しかしレバノン議会は議員の３分の２の多数が政治改革を求めて、当時の大統領フランジエの辞任を要求し、それが拒否されてふたたび戦争は拡大した。

７６年3月、エジプト、シリアは、アラブ平和維持軍のレバノンへの派遣を呼びかけ、レバノン各勢力に停戦を求めた。米国はそうした介入に反対を表明したが、フランジエ大統領の要請で、４月、シリア軍が介入し、シリア軍対レバノン左派とパレスチナ勢力連合の戦闘となった。イラクはパレスチナ、レバノン左派連合を支援していた。６月には合同アラブ平和維持軍がベイルートに進駐し、シリア軍とＰＬＯは停戦協定を成立させた。

いっぽう、右派キリスト教徒民兵は、パレスチナ人の自衛武装と南部駐屯のパレスチナ解放勢力の闘いの権利を認めた「カイロ協定」の無効を宣言し、戦闘は政治闘争、軍事衝突としてつづいた。こうした内戦はまたカイロ協定を反古にしようとするイスラエルの戦略と結びついていた。イスラエルはヨルダン王政と米国を通したパレスチナ武装勢力の解体を７０年、７１年と行なってきた。それらの成果にもとづいて、イスラエルはレバノンにおいてはキリスト教徒右派と反ＰＬＯ同盟を成立させた。レバノン右派民兵はのちにＬＦ（レバニーズフォース）に統合され、イスラエルとの同盟のもとにパレスチナ勢力に対峙しつつ、レバノン内の政治改革による自らの既得権の縮小を拒みつづけ、戦闘はつづいた。

こうしたレバノン内戦のいっぽうで、ＰＬＯは７４年１１月のアラファト議長による国連総会での演説以降、ＰＬＯを唯一合法的なパレスチナ人の代表として国際的に承認された。そして民族自決の権利と国連のオブザーバーとしての地位を得、７５年の国連におけるシオニズム非難決議をふまえて政治闘争を拡大させていった。こうした背景で７７年3月、第１３回ＰＮＣにおいて新政治綱領を採択した。ここでジュネーブ中東和平会議への条件付き参加の道を示し、「独立した民族国家の樹立」が盛りこまれた。この時期はまだサダトによる「イスラエル承認」という衝撃的な新しい「中東地図」が生み出される前の段階である。しかし７３年第４次中東戦争以降、軍事的対決から米ソを含む政治の枠組みがつくられていった。国家外交によってイスラエルの占領の問題を解決していこうとする国際政治の流れは強まった。

パレスチナ問題はイスラエルによるパレスチナの領土占領のみならず、イスラエルによる他のアラブ領土占領の問題でもあり、当時はエジプト、シリア、ヨルダン、レバノンを含めて、占領地解放を求めた交戦状態にあった。

米ソの冷戦対立のもとで、イスラエルとアメリカが反共戦略同盟の関係にある分、主要にソ連・東欧がアラブ諸国の要求を支援していた。こうした一角にあったＰＬＯは６８年来、ＰＬＯ憲章において、「反占領民族解放闘争の主要闘争形態は武装闘争である」と掲げて闘ってきた。７４年国連においてパレスチナ民族自決権、ＰＬＯの国連におけるオブザーバーとしての地位を得たことによって、以降政治闘争の広い条件が生み出された。同時にそれは国家間外交に制約された。

第１３回ＰＮＣの新綱領は、「パレスチナ建国」がイスラエルを国家として承認することと引き替えに認められる方向にある国際政治を見据えた内容だったといえる。もちろんこの時の「パレスチナ国家建設」とは、「１９４７年のパレスチナ分割案ではパレスチナ側に不利で、認められない」という前提で闘っていた。今のような６７年占領地域の返還を求める建国ではなく、「４７年分割案でも認められない」という闘いであった。１９４７年１１月国連総会は、その時点でパレスチナアラブ人側９４％、ユダヤ人側６％だったパレスチナの土地専有率を、パレスチナ側４３％対ユダヤ側５６％にし、エルサレムを国連管理下に置くと決議したためであった。公平ではないと４７年分割案は受け入れずにきた。（「冷戦」の崩壊以降、米国のバックアップのもとで、今やパレスチナの２２％にあたる西岸・ガザ地域の返還も建国も認めずシャロンをひき継いだオルメルト首相は、東エルサレムと共に西岸入植地併合を宣言している。かつてのパレスチナの１０％にしかならないという記事もあり、分断された飛び地に、自立国家は作りえない。これは昔からの米国イスラエルの戦略政策である「ヨルダンとの連合」へと、目標が定められているように見える。）

当時、このように「イスラエル承認」を話題にする流れにある国連・米ソ外交に、ＰＮＣ決議の方向はシフトしたのであった。ＰＦＬＰは人民解放闘争がこうしたアラブ政治・国際政治の「国家外交戦略」におとしめられていくことを拒否して、反対の立場をとっていた。それゆえＰＦＬＰは「ミニ国家」反対をかかげ、中東和平交渉の枠組みにパレスチナ解放をおしとどめることに反対して、７４年以来ＰＬＯ執行部を撤退して反対を訴えていた。

２　私たちの闘い

私たちは、７５年５・３０声明の主張に示されるように、国内の革命勢力の拡大を重視した闘いを開始した。しかしレバノン内戦の中、パレスチナ勢力とシリアが対決した戦闘など、７６年から７７年空港や国境閉鎖など、国内との共同の闘いや交流が物理的にもむずかしい状態であった。けれども相対的独自に組織としての闘いを作り上げていかない限り、パレスチナや他の革命勢力と持久的な国際連帯を育てることはできない。かつてのような「義勇兵」として、ＰＦＬＰの指揮のもとで闘うことから脱却してきた分、より独自力量の形成を目指し、国内母体建設を求めた。

国内の母体なしにアラブの闘いの継続性を保証しえないことはよく理解していた。またクアラルンプール闘争（以下「クアラ闘争」）の闘いを経て釈放された仲間たちと、各々が闘った敗北の教訓を統一し革命勢力の協同による日本革命運動の再生を求めようとしていた。今からとらえ返せば、それは私たちの側の思惑でしかないのだが、当時はそうした軍事的行動によるメッセージをもっとも優れた戦術としてとらえていた。「情報とは真実を伝えることであり、真実の最良の形態は、武装闘争である」、「プロパガンダの最高形態は武装闘争」。ガッサンが語ったこの言葉は、ＰＦＬＰがまだ堅持していた原則であり、私たちの闘いの原則でもあった。在外にあって、レスチナの闘いに支えられている自分たちの特殊な経験や総括を、肯定的に普遍的なものとしてとらえた。そして、その教訓によって国内に共同しうる母体を形成するか、母体たり得る主体との共同または一翼となろうとしていた。

この時期は、７５年、クアラ闘争で合流した仲間も含めた闘いの総括から７６年第一次綱領規約草案を確立していった時期である。そして、その綱領規約内容にもとづいて私たちのこれまでの闘い方の自己批判を、７７年５・３０声明によって国内に公表し、新しい団結を求めた闘いの時期である。

ここでは、

１）７５年５・３０声明から協議会運動はどう展望していたか

２）７６年綱領・規約の地平とはどのようなものだったのか

３）７７年５・３０声明の地平について

をふり返ってみたい。

この時期、クアラ闘争を経て、７６年、ヨルダンでの日高同志の逮捕虐殺、奥平同志の強制送還、さらには７７年ダッカ闘争を闘っていく時期でもある。闘争の具体検証は別の機会に譲りたいが、こうした闘争もまた、政治路線の表現であったことは間違いない。

１）７５年５・３０声明から協議会運動はどう展望していたか

７５年５・３０声明においては、国内で共同して党を担いうるグループまたは個人に「協議会運動」として党的グループの統一戦線を図ることを呼びかけた。今からとらえれば、一方的なのだが、当時の国内の「連赤」以降の混乱を克服する一角を担うべきだし、武装闘争を掲げている国内の革命勢力と共同して、綱領的にも一致を深めうると展望していた。そしてこの「協議会運動」を推進し担う一つの主体として日本赤軍を位置づけていた。こうした中で、同志奪還、クアラ闘争を闘い、この闘いを通して革命観や組織の違う新しい仲間との出会いを持った。その当時の情況を、７７年の出版物でつぎのように語っている。

「作戦部隊の同志たちは、クアラルンプールの戦場で奪還闘争に応えてくれた５同志と団結に向けた熱い握手を交わしました。５同志は再会に同志と抱き合い、敗北してもその敗北を共有しようとしてくれた同志たちと感激の涙を流しました。私たちは、闘えば必ず会えるという確信をさらに深めました。誰でも団結をめざし、団結を武器として革命を担うことができるという実感は、１０人の同志たちの熱い握手の中で交わされた確信だったのです。闘争後、私たちの作戦部隊と５同志は団結へ向けた作業を開始していきました。しかし、毎日、腐るほど論争しているのに団結できないのはなぜだろうかという疑問が多くの同志たちに、理念や理論上の問題ではなく、私たちの生きた日常実践、日常活動にある根拠を問うことが必要であることを気付かせました」（「団結をめざして」［７７年］より）と、組織的闘いを開始して間もない日本赤軍の当時の情況が書かれている。

「アルバー」と、７５年５・３０声明の地平によって、新しい闘いを開始し、「連赤」や「東ア」、「Ｍ作戦」の同志、それに「ストック事件」の同志と奪還闘争の闘いの成功の中で出会った。

日本赤軍は、自らの総括として「協議会運動をめざす方向」を提起していた。「アルバー」の中でとらえ返していた対象変革のみの思想ではなく、自己をも批判するベクトルを持った協議会形成を求める方向を提起した。しかし、当時の国内での「連赤総括」をめぐる路線と論争はかみ合わなくなっていた。一つには、当時、国内で「プロ革派」などが「連赤総括」から党のプロレタリア階級性をつくる方向として、「科学的資本主義批判」の重要性を主張していた。日本赤軍の闘いの総括地平は、むしろ敗北の中から、自己批判による団結、いわば立場観点を基本に据えるものであった。「科学か立場観点か」という二項対立的な論争となったりした。日本赤軍の側も協議会運動もまだイメージがバラバラであった。その後、作戦部隊の戦場への帰還を経て「共に闘う兵士＝工作者としての態勢をつくろう」のスローガンのもとで共同総括を深めた。

新しい仲間との出会いから、どのように路線的ちがいを克服していくのか。

路線的には大きなちがいがあった。たとえば、「社会帝国主義」としてソ連を敵規定していた「プロ革派」や「日本人は寄生虫」と声明で語った「東ア」とも大きなちがいがあった。しかし組織や路線はそれぞれ違っていても、まずもって仲間であり、武装闘争の路線を戦闘的に闘ってきた人たちである。今、それぞれ違っても、よいものは学び真似してもよいし、よりよいものに統一し、革命勝利の条件をつくろうというルールに立って話ができれば、中身は一致できるだろうと思っていた。私たちだってまだ中身がない。新しい仲間との共同総括の結果、組織の形態や関係性は規定していけばよいと考えていた。それゆえまず、「共に闘う兵士＝工作者としての態勢をつくろう」というスローガンから立場を確認した。結果として「協議会」という形態でもいいし「日本赤軍」という形態でもよい、一致して闘う方向をつくろうと呼びかけた。そこから総括を通して統一の条件をつくろうと考えていた。

ちょうど７４年１２月、日本赤軍として組織的闘いを開始して以来、７５年は「アルバー」に示されたように、総括から綱領規約を成立させる闘いの途上であった。新しい仲間たちも加わって、日本の闘いの総括や綱領討議へと進めた。獄中の仲間たちの闘いの経験や知識に学び、それらを学習していく中で、私自身には、問題意識を整理する良い機会となった。

そうした中で連赤総括の国内討議で提起されている点のとらえ返しがいくつか行なわれていった。一つは、当時

主張されていた「連赤の弁証法」についてであった。「殺された１２人の立場に立つ」論の批判としてあった。「連赤」を二項対立的に「良いもの」と「悪いもの」、または革命的なものとそうでないものに分けて、「良いもの」に立脚してそれを発展させようとする発想自身があやまりではないのか？「良いもの」もまた「悪いもの」であり、「悪いもの」もまた「良いもの」に転化するものであることが前提である。「よいもの」に固執せず全面的に根底的に否定面を否定することを通して、高次の否定へ止揚され、積極面をも発展させるというとらえ方をすべきだという点で、その論理のあり方を否定的に検証した。

そしてまた、「科学的資本主義批判」の緻密さを階級性とするような論争のあり方はあやまりではないか？　アカデミズムが階級性にとって替えられるものではないことは自明である。資本主義批判にはいろいろの立場があるが、どの立場で資本主義批判するのかこそ問われているのではないかなど、私はことに７５年の「ストック事件」総括以降、立場観点を問題の中心にすえてとらえていた。

また「東ア」に関しても語り合った。「東ア」の闘いは、アジア人民と共同しうる日本人民の自己批判の闘いであり決起としてあった。しかし「寄生虫」発言にあったようにアジア人民の側に自らは立っていると正当化し身を寄せて闘っていたのではないのか？　それは、日本の社会総体を敵とするものなのか？　敵は誰なのか？　新しい日本の社会革命はどうするのかという観点に欠け、憤怒にとどまっていないか？　またまずもって、獄中の共に闘った仲間と共同の条件をつくりだしていくことこそ、アジア人民にもまた日本の闘うものに対する教訓ではないか？など「東ア」の総括を受けつつ、日本赤軍の自供問題などを教訓に語り合った。

「ストック事件」の教訓のみならず、「連赤」、「東ア」の総括は日本赤軍全体に影響を与え内容を肉付けていった。つねに共に一つの力で「どう闘うか」が必然的に問われた。なぜなら、ブント、赤軍派、連赤、東ア、そして、私たちとも、闘いを突出させることに価値を置いて闘い、その結果、新しい攻撃にさらされ、権力の高度の弾圧に対して闘いきれていなかったという自覚を持っていたからである。どのように闘い抜ける隊伍を形成するのか？　それが党であれグループであれ、また協議会であれ、主体形成をどう実現して行くことによって、国内に総括を返し、どう強固な実体を形成しうるかが中心問題であった。

そしてその方法は、「連赤」の主体形成のあり方の止揚として、問題意識の「つもり」の観念性からではなく、日常の生活のあり方からの革命を基本にした団結を求めた。“革命とはスタンバイである”というテーゼは、パレスチナ戦場に学んできたことである。また共闘組織の経験からも日常の同志関係や日常のあり方こそ戦時にあらわれることを学んだ。平時のあり方、すごし方こそ闘いの確信がうまれ戦時の力がうまれるからである。そして「連赤」の経験を学ぶ中からその止揚を語り合った。そして自己批判の指導性、なによりも指導の側に立つ者が自己を批判することによって組織を牽引する方法において、「連赤」のあやまちはある程度は克服されるという確信を持った。

こうした中で、共同で綱領規約を７６年につくりあげていった。この綱領規約づくりを通して、当初のスローガン「共に闘う兵士＝工作者としての態勢をつくろう」の内実として、日本赤軍という単一の組織形態において闘うことを確認していった。この「日本赤軍」は質的に変化を遂げ、かつての「赤軍派路線」や「連赤」を止揚したものとして位置づけていた。在外に居る者同士は「日本赤軍」として闘い、国内の組織やグループ、友人に共同総括を返すことによって、国内の「協議会運動」の発展を展望した。

２）７６年綱領・規約の地平とはどのようなものだったのか

７６年５・３０声明は、ＰＦＬＰと日本赤軍の「リッダ闘争、４周年集会への共同声明」としている。これは、７５年のベトナム革命勝利を受けて、国際的・国内的に、闘う勢力の統一を呼びかけている。

この５・３０声明以降に、第一次綱領草案を完成させている。当時は綱領・規約作成の一方で、国際共同や政治関係も拡大した。こうした国際共同を日本の革命協議会運動に照応した国際革命協議会の形成の展望のもとに闘っていた。これは、パレスチナに連帯する各地のＭＬ主義グループとのインターナショナルな共同機関をめざす試みであった。しかしまた内戦下は、イスラエルの攻撃空爆など、公然とした日本赤軍の活動は保安上もＰＬＯとＰＦＬＰによって止められていた。即攻撃対象となるためである。そのため一時的条件での戦場や訓練活動、難民キャンプ活動に限定され、地下活動、非公然の制約された自粛した活動が多かった。私自身は７１年来戦場を経験学習し、広くキャンプやレバノン南部での交流や活動の中で多くを学んだ。のちに合流した人びとはさまざまな革命解

放運動の人びとと交流しつつも、こうした恒常的な戦場やキャンプでの活動など大衆的現場を十分に保障しきれずにいた。そしてまた、こうした条件下での綱領作成は、パレスチナを学びつつ、それを位置づけ、とらえ返す内容よりも「連赤」を克服していく国内問題総括として、綱領を問いがちであった。私自身も国内をどうするのか？ということに問題意識が大きく占められていた。

こうした中で７６年第一次綱領草案は規約・組織骨格と共に「連赤」や「東ア」を含む共同総括としてつくられていった。それらは在外の私たちの「ストック事件」の敗北を総括した地平（すでに７章でふれたような）を踏まえ、「連赤」の国内経験をとらえ返して（３章「連赤総括」）“人民性ある闘い、人民に依拠する闘い方”を私たちに求めた。ことに「ストック事件」によって自供から他の国々や共闘組織に迷惑をかけたこと、それはまた「パリ事件」と同じように、私たちが「責任をとります」と言って取りきれるものではなかったことを踏まえ、それらが綱領草案に反映されていた。

「責任を回避しない、客観的に責任は一つだ。どこどこの責任、だれだれの責任としている限り、それを凌駕していくジンテーゼは出せず、正当性争いとなり、左翼反対派に結果してしまう。だから、日本赤軍は逆にすすむべきなのだ。すなわち、一見自分と無関係に存在していようと、革命という名において流れた害毒を、全て自らの責任としてひき受け、革命化の契機としてすすまなければならない。真に党をつくりだしていくためには、それが必要なのだ。そして、その立場において、様々な指導勢力と結び合い、革命化していくことが、同質化していく道だ。これまでの日本共産主義運動、さらには、国際共産主義運動において、対象変革の思想しかなかった」と、教訓とした点を当時の文書は述べている。

そして、路線的にも「①世界同時革命論が、一国で革命が起きないという日和見主義であること。②人民の成熟と党の成熟は相互媒介的であり、世界党ができれば万能とする考え方は、実際、あらゆる矛盾を理念の彼方に押しやって、何の解決もしていない」ととらえ返した。そして「日本人民共和国綱領」、「過渡期綱領」など、日本における「革命の内実」を規定した。しかしその内容は、これまでのボルシェビキ綱領などの理念をふまえ、日本共産党の一国綱領を学びつつそれを否定し、人民権力を基礎とした社会主義革命路線として理念的に描いたに過ぎなかった。それでも「日本赤軍の綱領」として確認しつつ、地域人民権力の形成に力をそそぐ陣型を日本の革命運動の総括として方法化した。中央ではなく地域人民権力の実体をつくるよう党の組織の骨格を描いた。そのうえで、未だ党たりえていない日本赤軍は形態として、当面軍の組織形態を持って闘うとした。また日本では欠けている革命勝利の要求を満たしうる党の機能とは何かというところから、５つの機能（宣伝煽動、隊内教育、組織化、兵站、軍事）を持った組織骨格を規定した。この実体を地域につくりあげつつ、日本の指導勢力の統一に参加していこうという方向を持った。この「軍の組織形態」による日本赤軍としての闘いは、のちまでずっと継承された。政治軍事組織であり、軍事機関のように指揮への一元化は、規約として規定したこともあり、軍事行動以外においても組織実践の中で指揮に従うことを強調したあり方を作りだした。

当時の欠陥は、「党」と言った時、私たちがその担い手であるという側に立っており、知らず知らず自らの力量をふまえきれず、軍事経験の優位性によって党形成をめざす傾向を孕んでいた。在外主体という限界もあった。しかしクアラ闘争の奪還された仲間と総括をもって一致しえた闘いの積極的地平は私たちの財産であった。誰にたのまれたわけではなく自ら革命に参加した以上、団結は可能だ。しかし自己批判による団結が、アラブにいたからこそ日本を相対化してなし得た側面があった。こうした現実の特殊性を一般化、普遍化して、安易に国内に適用したいという傾向があり、総括として国内に十分伝えきれなかった。

３）７７年５・３０声明の地平について

７７年５・３０声明として、「団結を目指し、団結を求め、団結を武器としよう」を発表した。

この声明で提起公表したことは、７０年代を通した赤軍派としてのスタートからこれまでのあり方の転換を公表し自己批判として宣言し、また共に闘うことを呼びかけるものであった。ことに、７５年クアラ闘争によって合流した仲間たちとこうした闘いの方向で、勝利まで共に闘えるという総括の一致した地平をはじめて公表するものだった。隊内的には、すでに７６年、綱領規約によって一つの組織としての闘いの方向を決定していたが、対外的に表明したのははじめてであった。

内容的には、大きくはリッダ闘争の地平、武装闘争の位置づけのとらえ返しと、自らの組織としてのこれまでの闘い方の自己批判を提起した。またクアラ闘争で出合った同志たちとの総括による団結の確信を提起した。そして、これまでの「ストック」２同志自供に関する指導部の自己批判をふまえて、日本人民共和国の建設の展望にもとづく武装闘争のとらえ返しとして提起した。

まず、リッダ闘争の地平のとらえ返しとは何か？

７７年５・３０声明で、自己批判として提起したのは、リッダ闘争によって示された国際主義実践を十分に人民連帯としてフィードバックしきれずにきたこと。リッダ闘争の闘いの出合った広さに応えきれず、武装闘争を堅持することにとどめてきてしまったことである。「リッダ闘争によって示された国際主義の実現の中で、その切り開いた責務の大きさをしっかり果たしえず、十分に人民連帯を日本の革命運動へと実践しきれませんでした。ただ、武装闘争を持続発展させる中からリッダ闘争の非妥協の闘いの地平を堅持し抜くことにとどまっていました」（７７年５・３０声明より）

そしてまた、「自らの限界や不十分性を持って闘ったという主体的内容を問わず、リッダ闘争を勝利の側面からのみとらえ、その地平を発展させることに全精力を費やしてきました。日本赤軍の当時の思想的未熟を問い、高める方法を武装闘争の飛躍によってのみ問い、革命任務を武装闘争の持続に一面化する軍事一点張りの観点を持って闘いつづけてきました。そのことから武装闘争の勝利によって、逆に思想的未熟さや不十分性を清算しながら、運動的発展に依存し、強固なものと錯覚し、隊伍の中味を十分に問わずに来ました。」（同）と、とらえ返し、こうした自己のとらえ返しがなしえたのは、２同志の逮捕・自供によってであったことを自己批判と共に表明した。

「リッダ闘争を実現する日本赤軍の初期の不十分性は、日本革命運動の不十分性と照応する関係にあります。（中略）革命を理念的にとらえ、生活を基盤とした力を組織しきれてきませんでした。私たちは、日本の革命運動が、敵との非妥協な思想性によって対峙しえていない観念論であることに反発し、逆に、自らは行動によって非妥協を実現することを自己目的化する狭い世界観に立脚していたと言えます。革命思想の生き生きとした生命を実現する闘いを、自分たちで十分担わず、武装闘争や死によって犠牲性を発揮するというブルジュア的な英雄主義を持っていました。自らの感性の弱い側面を克服するのではなく、死を恐れないという側に身を寄せて、死を覚悟することによって、日和らない自己を確立するという程度の決意主義を根深く持っていました。リッダ闘争の主体的地平は、そうした未熟さをやはり持っていたし、リッダ闘争後、そのことがより純化されていったということを、失敗し、敗北し、その根拠を問いつづける中で、ようやく気がついてきました。（中略）真に人民と共に社会を建設するという観点、誰でも変革し合って革命を担うことができるという革命の根本である人間観を基本にすえて闘いを組織してこなかったこと。日本の革命運動の中から成長した私たちは、最も大切な人間観に触れることを『弱さ』としてとらえ、死を問えば問う程、『弱さ』を切り捨てる、また、開き直るという非弁証法的な観点を克服することに無自覚であったと言えます」（同）。

こうした革命のかかわり方をとらえ返している。

当時はまだ組織論的にも未熟であったため、革命家の生き方、一人一人のあり方として、７７年、５・３０声明ではとらえ返し、自己批判を行なっている。「東ア」、「連赤」等、もっとも先鋭に闘い、革命に貢献しようとしながら、敗北や過ちに至ってしまった結果を「階級の責任は一つだ」という観点から問い合ってきた。そして総括を一つにしていった点で、その根本が路線や政策や理念以前に、革命の担い方、根本のところでとらえ返したことをこの５・３０声明で表明した。

合流した当時、「東ア」や「連赤」や「日本赤軍」は組織も違っていた。その中でいくつものちがいを統一に導いたのは何なのか。それは、やはり「自分たちに少しばかりあるいい面を強調し、そのいい面で出会い、幻想を抱き合うのではなく、敗北や弱さをありのままに伝え、ありのままの克服をこそ共有していくことが最も大切なことだと実感している」し、「自らの立場に固執するのではなく、主観的なつもりがひき起こした客観的現実を直視し、客観的な革命の真理、革命の是非の前に、自らの『確信』を解体する」ことをめざし、自己批判を通して団結を深めたことをこの５・３０声明で表明し、共に闘うことを呼びかけている。

この転換は、国内の武装闘争支持グループの中からは批判を受けた。日本赤軍の新しい路線は、「愛の共産主義化論」だと批判する人もいたし、また「サークル主義」と批判を受けた。逆に、これまで大衆運動、市民運動を担っていた人びとからは、「日本赤軍は自分たちと全く共通性のない武装グループと思っていたが、共通の考えがある」として新たに交流がつくられることもあった。７７年の５・３０声明は、これまでの「日本赤軍」のあり方を転換しながら新しく日本の闘いや運動と結び合う契機となった。

また７１年赤軍派と分かれて以来、さまざまな人と出会ったが、日本共産党にかつて属していた人びともいた。日本共産党でかつて闘い、日共を批判して独自に闘っていた人びとから学ぶ機会があり、こうした人びとの教訓も、また私たちを助けてきた。人民性、思想の力、スターリニズムの教訓なども学んだ。「一人の経験は世界の党の経験に対置することはできない」というのが、日本共産党の考え方だったという。そこからは常に党は「無謬」で過ちをおかさず、個人が過ちをおかすとして排除されてきたという。「元日共」の先達の話は新左翼運動の総括を促すものであった。党の「無謬性」において新左翼も同根であると考えたためであった。こうした人びとは７７年５・３０声明の思想総括を支持した。それらは当時の私たちを励まし、日本の反帝潮流形成の一翼として、私たちも自分たちの位置をみいだしていった。

しかし、７７年５・３０声明に示した敗北の中から、「わかった」として総括した地平は、社会的活動によって検証される条件を持ちえずにいた。そしてまた、「超法規的措置」によって闘争を成功させた結果、日本政府、国家による追及は激しさを増した。

しかしレバノンは戦場であり、まさに闘いの「国際根拠地」のような中にあり、私たちはパレスチナ解放勢力、レバノン・アラブ解放勢力と共同協力し合っていた。中東ではそのように市民権をえて闘うことができる。しかし私たちは日本の攻防には合法的な十分な回路を持ちえず、コミットしきれないままだった。アラブの戦場の現実に支えられ、主観的には日本革命に責任を負う方向に向いて国際主義の持久性を目指して国内強化を実現しようとしていた。

当時の限界は総括地平を社会の実践に返し相対化、対象化しうる回路を持ちえなかったことであった。またその現実を、「死活問題」ととらえきれずにいたことである。「非合法化」された闘いの困難を非合法・非公然の位置から国内の闘いにコミットしうると考えていた。アラブの正義に自分たちを重ねて自己肯定し、国内の左翼を変革したいとする尊大な考えがあった。「連赤」や「東ア」の人びとと「団結しえた」ことに価値を置き、団結しえていない国内の左翼の実情に優位性を持って団結を求めようとする限界があった。

そしてまた７７年、５・３０声明の公表を経て、転換した地平から軍事闘争も担われた。それは７６年のヨルダンでの日高同志虐殺、奥平同志強制送還の事態をふまえた闘いであった。こうした闘いもまた７７・５・３０の政治思想的地平と不可分な闘いである。

７７年５・３０声明で表明された根本は、「我々がどう闘うか？」というこれまでの視座から、逆に人民の闘いの側から、「我々」をとらえ返したこと、つまり闘う主体「人民」と「我々」の位置を「転倒」させてとらえたことであった。革命の側から、私たちがどういう闘いをすべきなのか？と、自らの位置と役割を相対化して歴史的にとらえ返そうとした点であった。その視座から自らの敗北と武装闘争を問い、何に価値を置いて闘いの継続性をつくりあげていくのか？という中で、社会革命に目を向け、人と人との関係を基本とする味方の団結に勝利の源泉を置き、団結の方法に自己批判の指導性を求めた。そして、その団結による味方の主体力量形成の中に、私たち自身の闘いの特性である武装闘争を思想的牽引として自らの役割と展望していた。

７７年の５・３０声明が思想的に求めた「人民の側からの視座」は、日本の階級闘争や社会に位置づけた時、武装闘争そのものを否定することではないが、「人質作戦」戦術などの路線を深く問い返す必要があった。こうした非戦闘員を巻き込む闘い方を否定し自己批判し、問い合う条件が生まれた。

当時私たち自身、闘いのあり方を「人民の側」から総論的にとらえ返していったが、まだ観念的であった。やはりアラブの内戦と戦闘の中にある分、武装闘争のとらえ返しは日本とアラブを二重写しにしたような不十分があった。人民性のない闘い方、無差別な攻撃や人質作戦などを批判否定し、「よくない戦術」としてとらえていたが、「大義の中ではやむをえない闘いもある」という位置においてとらえていた。自らは、７７年、同士奪還ダッカ闘争を経て、実践上は「人民性のない闘いは行なわない」など、基準化しつつ、政治路線、政策的に武装闘争の戦術方法は、十分深めて総括をしきれていない。しかし、これまでの左翼反対派的な対象批判を自己の立脚点とするようなあり方を戒め、自己を批判、自己変革によって、団結を求めていくことにおいて、新しい変革の路線と組織の土台とした。

こうした転換の地平は、ＰＬＯやＰＦＬＰパレスチナ・アラブ解放勢力や他のＭＬグループにも総括報告した。彼らにとっては「人民の側からの視座で闘う」ことは自明である。日本の革命をめざす限り人民のいない関係の克服を何よりもめざすべきではと提起された。そして、私たちが日本の中で合法的に主張し、合法性を最大限生かして闘う政治組織の形成を急ぐべきだという意見も受けた。パレスチナやその他の解放勢力と交流を深める中で、私たちは、合法性と国内母体を持ちえない限界を深くさらに意識していくようになった。

投稿　シゲに捧げる「私小説」その５８

山田　美枝子

差し入れの手配を済ませ拘置所の門を出た。まだ午前十時半だった。私は荒川の土手の階段をあがった。階段の途中で振り向いて拘置所を見ると、古い二階建の拘置所の閉ざされたたくさんの窓が見えた。私は土手の上までさらにあがった。荒川の流れが見えた。拘置所の方を振り向くと、高速道路の防音壁に丁度さえぎられて拘置所は全く見えなくなっていた。シゲが房の窓の隙間から、荒川の五月の緑の土手が見えたら、私が来たことが分かるのに、なんて考えたのは甘かったかもしれない。私はがっかりして土手を下りた。

戦後五十六年がたった。堕胎が合法になり、闇の堕胎はなくなった。それだからでもあるまいが、戦後日本の女が堕胎した子の数は一億を越えるという。

シゲはテロリストだと世間のひとはいう。でも私は女はみんなテロリストだと思う。ただ気がついてないだけだ。家に帰ると庭のざくろが真っ赤な花を一輪つけていた。私はとても疲れていた。

あれから五年が経とうとしている。拘置所の独房のシゲからの手紙は５０通をこえた。ほとんどの手紙が便箋１０枚近くあり、丁寧でやわらかな女らしい、ボールペンの字が並んでいる。私の方は娑婆の忙しさにまぎれて４０通を越えてはいるが、習っている水墨画や俳画を描いた半紙の絵の横に、俳句を書いたり私の日常を走り書きしてる感じで、シゲの手紙の誠実さには到底かなわない。しかしこの五年でお互いの裁判長の検閲を受けた手紙が百通を越えているわけだ。接見禁止中の彼女への手紙は、いちいち裁判長宛に出す。「私は、彼女の高校時代の友人です。私の手紙を彼女が受信できるよう、接見禁止の一部解除を申請いたします」という申請書を開封のシゲ宛の手紙とともに、霞ヶ関の東京地方裁判所宛に送る。そうすると、一週間ほど経つと、受信許可決定という用紙と共に、私のシゲ宛の手紙が、特別送達、という方法で返ってくる。それからあらためてその手紙を、一字も直すことなく、拘置所の独房宛の住所に向けてポストに投函するのだ。だから手紙を書いて１，２日で相手に届けるわけにはいかない。この疲れる手間があるので月一度のやりとりがやっとということになる。それでもこの五年間で１００通を越えた。

私はこのお互いの往復書簡を世に出したいと願った。テロリストと呼ばれる女性が、ごく普通の感性を持ち常識ある人間であることが分かるからだ。しかし、今、シゲはそれを望まないという。私にはその理由は分からない。私は、裁判長が目を通すことを多少意識した手紙を書いた。つまり、高校時代から、人の気を逸らさない人気者で、善人であった思い出を、ことさら書いた。

しかし、この五年間の裁判で、裁判長が三人も変わった。ことに弁護側の証人として、パレスチナからわざわざやってきたライラ・ハリッド女史のすばらしい証言をきちんと聞いていた裁判長が、急に変わったのは、私でも驚いたが、弁護士も驚き、シゲも驚いていた。裁判は非情な現場だと感じた。

シゲ、私は、あなたに直接お話したいから、そのときのために、娑婆をしっかり見据えて生きていくわ。

つづく

重信房子さんを支える会とは

重信裁判は、「パレスチナ解放闘争との連帯を起点に、日本社会の変革を追求した日本赤軍兵士の重信房子さん」にかけられた、長期勾留を目的とする政治裁判と言えます。その為、公正な裁判を求め、社会の不正に疑問を持つ有志が集まり、「重信房子さんを支える会」として、０１年４月より救援活動を始めました。

重信公判の争点は三つあります。

① ７４年にXさんが日本出国のために使ったとされる旅券偽造への関与。

② ７４年、フランスで不当逮捕されたメンバーの奪還作戦として闘われたオランダ、ハーグのフランス大使館占拠での逮捕監禁・殺人未遂容疑への共謀・共同。

③ ００年の逮捕時に使っていた旅券偽造。

重信さんは、③は認めていて、関係者に機会あるごとに謝罪を表明しています。しかし、①②については、全くの無実として争っています。

私たちは、運動の柱を次の２点に定めました。

① 裁判維持に必要な救援実務とカンパ集め。

② 世直しを求める人々との語り合い、交流の場をつくる。

「オリーブの樹」は、この目的のために発行しています。

公判予定

重信公判　控訴趣意書の提出締切日が１１月末。控訴審が始まるのは、来年になるでしょう。

西川公判　５０６号法廷

１２月２６日（火）　１３時１５分ー１７時　最終弁論・意見陳述

和光公判　７２５号法廷

１１月２９日（水）　１３時１５分—１７時　最終弁論

後記

あまりのことに、“いじめ”。出版社で編集をしている友人と電話でいじめに話が及んで、こんなことを聞いた。もうずっと前のことだが、彼が残業の夜遅く、電話を取ると、少女が「わたしは今いじめられています。死ぬ前にそのことを書きますので、読んで出版してほしい」と言う。「かならず読む。返事をする」と固く約束して切ったが、名前しか聞いていなかったので、時々思い出してもっと聞いておくんだったと後悔して数週間が過ぎた。一月くらいして分厚い郵便物が届き、原稿用紙に書かれた少女の手記だった。その手記に圧倒された。出版間際になって母親からさし止めされ少女は出版を断念した。「書かれた子、教師、校長、地域…。それに彼女には弟妹がいた。それらの心配が母親を押しつぶしたんだ」と友人は言った。それから４年して、その少女が東京の大学に入ったといって突然会社に訪ねて来た。「知ってくれている誰かがいれば、直接解決に乗り出してくれなくても、そんなおとながいれば、生きてゆけるんだが」と友人は嘆く。子どもは、知って見守ってくれる人がいると、自分で闘い解決する。強いと友人は言う。しかしいじめは本当に犯罪行為だ。

発行が遅れ遅れで申しわけありません。重信さんの「控訴趣意書」の提出期限が１１月末で、少しですが編集室も手伝いなどをしていて、来月も心配です。　Q

連絡先　〒105-0004　東京都港区新橋 2-8-16　石田ビル４階

救援連絡センター気付　「重信房子さんを支える会」

郵便振替　00110-4-613941　オリーブの樹

銀行口座　三井住友銀行　赤羽支店　226-3687269　オリーブの樹

www.geocities.jp/setfreemarian/index.html

頒布価格　５００円

「正誤」表

第64号

とくになし